

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4310

消火器を設置しましょう

◆ 消火器を **設置** しましょう

住宅用消火器は、強化液消火器と粉末消火器の2種類があり、最近販売しているものには、小型で高性能なものがあります。

火災はいつ発生するか分かりません。もしものときのために、消火器を設置しましょう。



【強化液消火器】

薬剤が霧状に放射され消火します。水系なので、冷却効果と浸透性に優れ、布団火災や天ぷら火災に効果的です。



【粉末消火器】

粉末の薬剤が広い範囲を覆って、火勢を抑えます。制炎性の優れた粉末で消火します。

◆ 悪質訪問 業者にご注意を

女性や高齢者しかいない日中などに、消防職員のような服装で訪問し、「消防署の方から来ました」「法律が改正されて消火器の設置が必要です」と言って高額な商品を販売する事案が起きている。消防職員が、消火器を訪問販売することは一切ありませんので、注意してください。

◆ 消火器の 使い方を **理解** しましょう



- ①安全ピンを上引き抜く。
 - ②ホースの先端を持って火元に向ける。
 - ③レバーを強く握る。
- ※火が天井まで燃え広がると、消火は困難です。すぐに避難してください。

◆ 消火器を **交換** しましょう

住宅用消火器の使用期限はおおむね5年です。サビや変形など老朽化による腐食の進んだ消火器は、操作時に破裂しけがをする危険があります。破裂事故は全国で発生しており、死亡事故も起きています。

古くなった消火器は、廃棄処分を専門業者に依頼し、新しいものに交換しましょう。回収・処分方法については、消火器リサイクル推進センターのホームページ(右記QRコード参照)で確認するか、購入店舗へ問い合わせてください。



Information

ご協力をお願いします 住宅用火災警報器 設置状況調査

住宅用火災警報器の設置率調査と適切な維持管理方法を理解してもらうために、次の通り調査を行います。消防署員が訪問した際はご協力をお願いします。

- ▶実施期間 5月1日①～5月20日②
- ▶対象世帯 70世帯 ※無作為に抽出します。
- ▶訪問調査員 松前消防署職員(訪問時には、身分証を提示します)
- ▶質問内容 住宅の形態、住宅用火災報知機の設置状況・作動確認と結果・取り付けについて

※詳しくは、伊予消防等事務組合ホームページ(<http://119iyo.jp/>)まで。